

令和4年2月14日

保護者様

湯前町立湯前中学校
校長 新川 晃英

まん延防止等重点措置適用の期限延長に伴う新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の
対策の徹底について

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまん延防止等重点措置適用の期限が、3月6日まで延長されることになりました。本校においては、3年生の公立高校受検を控え、生徒や教職員の感染防止に最大限の注意が必要な時期となり、警戒を強めています。

つきましては、学校と家庭において感染拡大への危機感を共有し、下記の事項について連携した対策を継続して参りますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 健康チェックカードの提出について
毎朝の検温、保護者による健康観察、サインの記入の上、提出をお願いします。
(※ご家庭のご協力により取組の徹底を図ることができています。)
- 2 出席停止について
出席停止となる場合(裏面参照)、学校へご連絡ください。
また、登校について不安(感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等)がある場合は、学校へご相談ください。
- 3 学校行事について
学校行事は、生徒の安全・安心を最優先に考え、中止や延期を含め実施を検討していきます。
(※第2学年の修学旅行については、4月以降に延期します。)
- 4 部活動について
部活動は、原則中止する。(3月6日(日)まで)
ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。
また、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間(大会前4週間を限度とする)が必要な場合は、町教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。
- 5 人権への配慮について
感染者や濃厚接触者等、また、ワクチンを接種していない人に人権に関わる差別的な扱いをすることのないようにお願いします。
- 6 その他
不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所には立ち寄らないようお願いいたします。

お問い合わせ 教頭 矢野 佳之 TEL 43-2022

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準〈オミクロン株対応運用版〉

基 準	期 間
① 生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
② 生徒が濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間
③ 生徒がPCR検査・抗原検査等を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④ 生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味・嗅覚障がい等の症状がみられる場合 ※新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む	症状が見られなくなるまで
⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状が見られなくなるまで
⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合 ※期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が認める場合	校長が必要と認める期間
⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間